

A. C I T Y自治会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、A. C I T Y自治会と称する。

(会員の構成)

第2条 本会は、正会員及び賛助会員で構成する。

2 正会員は、A. C I T Yヒルズ&タワーズに居住し、本会の目的に賛同する住民とする。

3 賛助会員は、A. C I T Y地域（大塚西三丁目の一部及び同六丁目（他の自治会等の地域を除く。）。別紙範囲図参照）に事業所を有し、本会の活動を賛助する事業者とする。

(住区及び班)

第3条 本会の運営を円滑に行うため、本会を小単位に分けた住区及び班を置き、正会員は、住区及び班を構成する。

2 住区及び班については、別に定める。

(事務所)

第4条 本会の事務所は会長の定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、A. C I T Yヒルズ&タワーズの各管理組合（以下「管理組合」という。）との役割を明確にして相互に協力し、明るく住みよい街づくりに努めることを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 文化、体育に関すること。

(2) 福祉に関すること。

(3) 管理組合からの委託業務に関すること。

(4) Aナイスクラブとの連携に関すること。

(5) 子ども会との連携に関すること。

(6) 周辺地域との連携に関すること。

(7) 環境美化に関すること。

(8) 防犯、防災に関すること。

(9) 居住者間のコミュニティ形成に関すること。

(10) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項（7）から（9）までの事業は、原則として各住区において計画実施するものとする。

第3章 役員等

(種別)

第7条 本会に(1)から(8)までの役員並びに(9)の専門委員及び(10)の顧問を置くこととし、正会員の中から選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 住区長ほか若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 監査 2名
- (5) 総務 若干名
- (6) 広報 若干名
- (7) 住区長 住区毎に1名
- (8) 班長 各班1名
- (9) 専門委員 若干名
- (10) 顧問 若干名

(選任)

第8条 役員は、総会において選任する。

- 2 専門委員は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、会長又は副会長経験者とし、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序で、その職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を行う。
- 4 監査は、会計を監査する。
- 5 総務は、自治会の全般的な事務処理のほか、総会及び役員会等の進行並びに会議記録及び会員名簿の管理を行う。
- 6 広報は、A. C I T Yニュース及びホームページを作成し、自治会活動の他、地域及び諸団体の活動を広く会員に広報する。
- 7 住区長は、各住区の自治会活動を統括する。
- 8 班長は、班を代表し、本会の目的達成に協力する。
- 9 専門委員及び顧問は、会務について会長の諮問に応じる。
- 10 会長、副会長及び総務は、上記のほか、賛助会員に対する事務連絡を行う。

(任期)

第10条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが、2期（最長4年）までとする。

- 2 会長以外の役員及び専門委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 転出等により役員に欠員が生じた場合、会長は、役員会の承認を得て、補充することができる。この場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 顧問の任期は、1年とする。

第4章 会 議

(種別)

第11条 本会の会議は、総会、役員会、幹部会及び住区会とし、総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、事務担当役員（会計、総務及び広報）、専門委員、顧問及び事業部長をもって構成する。ただし、専門委員及び顧問は、その都度会長が指名するものとする。

3 幹部会は、会長、副会長、専門委員及び顧問をもって構成する。ただし、副会長、専門委員及び顧問は、その都度会長が指名するものとする。

4 住区会は、住区の正会員をもって構成する。

(議決事項)

第13条 総会は、本会の意思決定の最高機関であり、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) 予算決算の承認

(4) 規約の決定並びに変更

(5) その他本会の運営に関する重要事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会において討議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない運営に関すること。

3 幹部会は、役員会で協議する議案について議決する。

4 住区会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 住区活動の執行に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない住区固有の運営に関すること。

(開催)

第14条 定期総会は、毎会計年度終了後1か月以内に開催する。

2 臨時総会は、役員会において総会開催の決議があったとき、又は正会員の5分の1以上の請求があったときは、60日以内に開催する。

3 役員会及び幹部会は、状況に応じ会長が必要と認めたとき開催する。

4 住区会は、状況に応じ住区長が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第15条 総会、役員会及び幹部会は、会長が招集する。

2 住区会は、住区長が招集する。

3 総会及び住区会の招集は、会員に対し会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席役員のうちから選出する。

2 役員会及び幹部会の議長は、会長がその任に当たる。

3 住区会の議長は、住区長がその任に当たる。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の2分の1以上の、役員会、幹部会及び住区会は、各構成員の2分の1以上の出席者（委任状提出者及び議決権行使者を含む。）がなければ開催できない。

(議決)

第18条 総会及び住区会の議決は、出席正会員の過半数の賛成をもって、役員会、幹部会の議決は、出席役員の過半数の賛成をもってそれぞれ決する。

(委任)

第19条 やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として権利を委任することができる。この場合、第17条の規定運用については、議決権を行使したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会及び役員会の議事については、必要な事項を記載した議事録を総務が作成し、出席役員が確認する。

第5章 事業部

(種別)

第21条 本会の行う事業を推進するため次の事業部を置く。

(1) 環境美化部

(2) 文化 部

(3) 体 育 部

(4) 福 祉 部

(構成)

第22条 環境美化部、文化部及び体育部は、総会において各住区の正会員の中から1名ずつ選任された部員をもって構成する。

2 福祉部は、総会において全住区の正会員の中から選任された若干名の部員をもって構成する。

3 各事業部に部長を置き、部員の互選により選任する。

(職務)

第23条 各部の役割は、別に定める規定による。

(任期)

第24条 部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補充部員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 計

(資産)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は総会の議決による。

(経費)

第26条 本会の経費は、会費及び他の収入をもって充てる。

2 正会員の会費は、正会員1戸当たり月額250円とする。賛助会員の会費は、1口年間5,000円とし、1事業所当たり2口以上とする。

3 正会員の会費は、班長が1年間分(3,000円)まとめて徴収し、住区長がとりまとめて会計に納入する。賛助会員の会費は、会長、副会長又は総務が1年分まとめて徴収し、会計に納入する。

4 新たに入会し、又は退会した正会員の会費は、入会又は退会した月の翌月分以降のものを徴収し、又は返還することとする。賛助会員については、年会費制とし、加入年度にはその年度の会費を全額徴収し、退会時に会費の返還は行わないものとする。

(支出)

第27条 経費の支出は年度事業計画による。

2 事業計画に定められていない支出については、役員会で決することができる。

(出納簿)

第28条 本会の会計を明らかにするため、出納簿を作成する。

2 出納簿は、正会員の請求があるときは、いつでも閲覧させなければならない。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとする。

2 会計監査は、年1回実施するものとし、監査は、その結果を定期総会において報告する。

第7章 入会及び退会

(入会)

第30条 本会に正会員として入会しようとする者は、「A. C I T Y自治会加入届」を会費とともに班長に提出して届け出るものとし、班長は、住区長に速やかに報告する。

2 本会に賛助会員として入会しようとする者は、「A. C I T Y自治会加入届」を会費とともに会長、副会長又は総務に提出して届け出るものとする。

3 班長及び区長は、新たにA. C I T Yヒルズ&タワーズに入居した住民に本会の目的を説明し加入を促すものとする。

4 役員は、A. C I T Y地域の事業者に賛助会員としての入会を促すものとする。

5 第1項及び第2項による届出内容については、個人情報保護に関する法律の趣旨を十分尊重して取り扱うものとし、本会の責任の下において厳重に管理しなければならない。

(退会)

第31条 正会員が転居等によりA. C I T Yヒルズ&タワーズに居住しなくなった

ときは、本会を退会したものとする。

- 2 正会員が退会しようとするとき又は前項により退会したときは、「A. C I T Y 自治会退会届」を班長に提出して届け出るものとし、班長は、速やかに住区長に報告するとともに、退会者に第26条第4項に定める会費を返還するものとする。
- 3 賛助会員が廃業などによりA. C I T Y地域において事業を行わなくなったときは、本会を退会したものとする。
- 4 賛助会員が退会しようとするとき又は前項により退会したときは、「A. C I T Y自治会退会届」を会長、副会長又は総務に提出して届け出るものとする。

第8章 雑 則

(規約の改廃)

第32条 本規約を改正又は廃止しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(細則)

第33条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会で定める。

付 則

(施行期日)

本規約は平成16年4月1日から施行する。

本規約は平成18年4月1日より、その一部を改定して施行する。

本規約は平成20年4月1日より、その一部を改定して施行する。

本規約は平成22年4月1日より、その一部を改定して施行する。

本規約は平成26年4月1日より、その一部を改定して施行する。

本規約は平成27年4月1日より、その一部を改定して施行する。

本規約は平成29年4月1日より、その一部を改定して施行する。

本規約は平成30年4月1日より、その一部を改定して施行する。

各部の役割 (細則)

規約第23条による各部の役割は次の通りとする。

1. 環境美化部

- (1) 町内の環境美化整備、清掃などに関すること。
- (2) 不法・無法駐車等の駐車場整備に関すること。
- (3) 関係書類、資器材の整備、保管

2. 文化部

- (1) A. C I T Y文化祭に関すること。
- (2) 市・地域・住区の文化的活動に関すること。
- (3) 関係書類、資器材の整備、保管

3. 体育部

- (1) 住民の健康運動促進に関すること。
- (2) 大塚地区体育協会主催の各種スポーツ大会に関すること。
- (3) 市・地域・住区の体育的事業に関すること。
- (4) 関係書類、資器材の整備、保管

4. 福祉部

- (1) 福祉活動に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりに関すること。

[別紙範囲図]

